

大阪市告示第1199号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第3号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を次のとおり指定し、併せて、同令第10条第1項の規定に基づき、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を次のとおり定めたので、車両の通行の許可の手續等を定める省令（昭和36年建設省令第28号）第5条第1項及び第2項の規定に基づき公示する。

令和8年9月1日

大阪市長 横山英幸

1 路線及び指定する道路の区間

道路名	起点	終点
府道 八尾茨木線	大阪府門真市ひえ島町 236番4地先	大阪府大阪市鶴見区浜4丁目 20番2地先
指定市道 鶴見区第9001号線	大阪府大阪市鶴見区鶴見5丁目 12番1地先	大阪府大阪市鶴見区浜4丁目 20番2地先
指定市道 上新庄生野線	大阪府大阪市旭区生江1丁目 106番1地先	大阪府大阪市旭区生江3丁目 728番1地先+728番10地先
指定市道 中津太子橋線	大阪府大阪市旭区生江3丁目 728番1地先+728番10地先	大阪府大阪市旭区太子橋1丁目 3番1地先

2 指定する期日

令和8年9月1日

3 通行方法

1の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

①走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵す恐れがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること

②後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上、縦寸法0.12メートル以上（又は横寸法0.12メートル以上、縦寸法0.23メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を車両の後方の見やすい箇所に掲げること

③道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認のうえ、走行すること

（建設局道路河川部調整課）